

2023 年 4 月 13 日

ボランティアの皆さま

取扱代理店：株式会社エスアールエム
引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

【ボランティア保険】新型コロナウイルス感染症分類変更を踏まえた補償の変更について

拝啓 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
特に罹患された皆さまには一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、現在、ボランティア保険の**特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約**（特定の感染症に感染した場合に後遺障害・入院・通院または葬祭費用を補償する特約）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）上の、「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」および「指定感染症」に加え、感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定する「新型コロナウイルス感染症」を補償対象としております。

今般、政府により、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に分類変更される方針が示されました。これらを踏まえ、特定の感染症に感染した場合に後遺障害・入院・通院または葬祭費用を補償する特約において、新型コロナウイルス感染症は、補償対象外となりますのでご案内します。

敬具

記

1. 変更対象となる補償

- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償
- 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償

2. 取り扱い変更時期・内容

新型コロナウイルス感染症は、2023 年 5 月 8 日に「五類感染症」への分類変更されることで、感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定するものに該当せず、約款*上の(注 1)の条件を満たさなくなるため、補償対象外となります。

なお、2023 年 5 月 7 日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、補償対象となります。

※約款上の「特定感染症」の定義

用語	説明
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ①一類感染症 ②二類感染症

	③三類感染症 ④新型コロナウイルス感染症（注１） ⑤指定感染症（注２） <u>（注１）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第７項第３号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u> （注２）指定感染症は、（後略）
--	--

ご不明点等がございましたら、下記のお問い合わせ窓口までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<取扱代理店> 株式会社エスアールエム（担当：今村、新谷） TEL:075-255-0881 FAX:075-255-0882 Eメール：hoken@srm-net.co.jp	<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 京都支店 金融法人営業課（担当：溝口） TEL:075-343-6141 FAX:075-343-6181
--	---

以上